

大分ラグビースクール規約

1. (名称)

この会は、大分ラグビースクール（以下、「スクール」という）と称する。

2. (目的)

スクールはラグビーフットボールを通じ、児童及び生徒（以下、「児童等」という）の明るくたくましい心身をつくるとともに自主性、協調性を養うことを目的とする。

3. (運営)

スクールの運営は、指導者及び保護者によるボランティアで行うものとする。

4. (事業)

(1)児童等に対するラグビーフットボールの指導

- 1)の練習は、原則として日曜日の午前中とする。
- 2)合宿練習
- 3)他の団体（ラグビーフットボール）との交歓会
- 4)ラグビーフットボール協会が主催する大会等への参加

(2)その他目的達成のための諸活動

5. (入校資格)

- (1)スクールは原則として、幼稚園（年中）から中学校 3 年までを対象とする。
- (2)団体行動に支障をきたす行動をした時、又は無断欠席を 3 回以上続けた時は、退校させる場合がある。
- (3)入校の受付は保険加入の都合上在校生は、3 月末までとする。
- (4)スクールに入校した児童等の保護者は、スクールの運営に協力しなければならない。

6. (入校申込)

- (1)入校の申込みは定められた申込書、誓約書及び校費を添えて申し込むものとする。
- (2)入校の申込時は保護者同伴とする。

7. (校費等)

- (1)校費は年間分として、定められた額を年度初めに一括又は分割して納入するものとする。
 - 1)校費は、スクール運営費、スポーツ傷害保険費および協会登録費に充てる。
 - 2)年度途中の退校者への払戻しは行わないものとする。
- (2)10 月度以降からの入校者は半額とする。ただし、スポーツ傷害保険費として別途 500 円を徴収する。
- (3)合宿、交歓会遠征等に必要経費は、その都度徴収するものとする。ただし、出発当日から起算して 7 日以内の取り消しは、費用の払い戻しは行わないものとする。
- (4)年度収支決算は、会計監査の承認を受け、総会にて報告するものとする。

8. (組織)

スクールの組織は以下とする。

(1) 校長

スクールを代表するとともに、会議を統括する。

(2) 副校長

校長を補佐し、校長不在時はこれを代行する。

(3) 事務局

スクールの活動を統括するものとし事務局を置き、事務局は、外部機関との窓口、事務関係取りまとめ、会計等活動全体を取り仕切る。

(4) 事務局のもとに、次の部会を置く。

1) 総務部会

交歓会、合宿・ラグビー協会行事に関する業務を担当する。

2) 指導部会

コーチング、レフリング、安全対策に関する活動及び医薬品・用具・練習に関する業務を担当する。

(5) 事務局長・会計の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

9. (会議)

本スクールを円滑に運営するため、運営会議、指導者会議、全体会議及び総会を置く。

(1) 運営会議は、校長、副校長、事務局、会計、指導部会長、総務部会長、広報委員会、イベント企画委員会、会長で開催する。ただし、校長が必要と認めたときは、関係者を招集し、会議に加えることができる。

(2) 指導者会議は、指導者全員で行い当スクールの最高決定機関とする。

(3) 全体会議は、指導者全員と事務局員と学年長とで行い意思の疎通と全体の懇親会とする。

(4) 総会は、指導者全員と保護者全員で行い、意思の疎通とスクールの懇親会とする。

10. (事業年度)

4 月から翌年 3 月迄を一事業年度とする。

11. (傷害保険)

生徒は、練習中又はゲーム中の負傷等にそなえ、全員スポーツ安全協会傷害保険に加入するものとし、指導者は、ボランティア保険に加入する。

12. (規約の改廃)

この規約の改廃は、指導者会議の承認を得なければならない。

13. (その他)

この規約の定めのないものについては、指導者会議で審議決定する。

付則

この規約は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

制定日：平成 13 年 4 月 1 日 改廃日：平成 14 年 4 月 1 日

改廃日：平成 15 年 4 月 1 日 改廃日：平成 16 年 4 月 1 日

改廃日：平成 18 年 4 月 1 日 改廃日：平成 20 年 4 月 1 日

改廃日：平成 30 年 2 月 18 日 改廃日：令和元年 5 月 12 日